

第 1 1 回成田市農業委員会総会議事録

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 1 1 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 5 月 2 1 日 成 田 市 役 所 6 階 中 会 議 室 に お い て 開 催
委員定数 2 9 名

◎ 出 席 委 員 (2 6 名)

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	15 番	木 下 敏
2 番	越 川 富 治	17 番	石 井 賢 二
3 番	鈴 木 清	18 番	西 野 潤 志 郎
4 番	仲 山 綾 夫	20 番	岩 立 隆
5 番	菅 澤 一 郎	21 番	清 宮 茂 樹
7 番	宇 佐 美 薫	22 番	佐 久 間 勇
8 番	鵜 澤 惠 治	24 番	小 林 典 男
9 番	根 本 喜 久 治	25 番	吉 田 三 男
10 番	大 越 弘 一	26 番	大 里 操
11 番	荒 居 稔	27 番	秋 山 哲 也
12 番	金 岡 二 三 克	28 番	青 野 勝 行
13 番	石 原 輝 夫	29 番	大 倉 富 重 雄
14 番	宍 倉 日 出 夫		

◎ 欠 席 委 員 (3 名)

6 番	龍 崎 文 雄	23 番	岩 澤 貞 男
16 番	伊 藤 勝		

議 長

(午後 2 時開会)

これより第 1 1 回成田市農業委員会総会を開会いたします。
本総会の委員定数は 2 9 名で、本日の出席委員は 2 6 名、欠席委員は 3 名(6 番・龍崎文雄委員、1 6 番・伊藤勝委員、2 3 番・岩澤貞男委員)でございます。
議案の審議に入るに先立ちまして、平成 2 1 年 4 月 2 2 日、第 1 0 回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配布してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

5 月 1 1 日 (月) 運営委員会

於 市役所 4 階 4 0 2 会議室
出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、
宍倉、鈴木、大里各委員
以上 7 名

5 月 1 5 日 (金) 千葉県都市農業委員会連絡協議会役員会

於 千葉中央コミュニティセンター
出席者 小池会長、柿沼事務局長

5 月 1 8 日 (月) 第 2 小委員会

於 市役所 4 階 4 0 2 会議室
出席者 龍崎、海保、越川、菅澤、伊藤、
小林各委員、小池会長 以上 7 名

5 月 1 9 日 (火) 成田市植物防疫協会通常総会

於 ひかたや第二支店
出席者 小池会長

次に、議事録署名人の指名を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号	2 1 番	清 宮 茂 樹	委員
	2 4 番	小 林 典 男	委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案につきましては、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 平成21年度第3次農用地利用集積計画の決定
について
議案第5号 専決処分の承認を求めるについて
議案第6号 議会推薦による農業委員会委員の辞職の同意を求め
るについて
以上の6議案でございます。

それでは、去る5月18日に開催いたしました第2小委員会において、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結果について、海保委員よりご報告願います。

1番
(海保委員)

本日、龍崎小委員長が所要のため欠席されましたので、私、海保が龍崎小委員長に代わり報告させていただきます。

去る5月18日午後1時30分より402会議室におきまして、宇佐美委員が所用のため欠席のほか、他の委員出席のもと第2小委員会を開催いたしました。本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。提出されました議案は6議案でございます。

まず、3ページの議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が8件、交換が2件ございました。売買の6・7番の譲受人につきましては、今回の申請により耕作面積が一挙に増える為に、小委員会にお呼びして営農計画等についてお尋ねいたしました。計画は妥当なものであり、異議はございませんでした。委員から交換の1番と2番について、「交換面積の違いについては。」との問いがあり、「面積の減る交換相手においては、高齢でもあり、自宅に隣接する農地を取得したいため申請に至った。」とのことでした。その他につきましても、さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、8ページの議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。1件の申請がございました。成田空港の平行滑走路北延伸計画に伴い、北側進入灯保安道路橋梁工事の資機材等の搬入のための仮設道路用地として一時転用したいとするものです。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、10ページの議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が2件、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が4件、うち賃借権の設定の許可後の計画変更承認申請が3件ございました。

- ①売買については、駐輪場用地としたいものが1件、農家住宅を建築したいとするものが1件です。
- ②使用貸借権の設定については、市道拡幅工事に伴い、お堂を移転したいとするものです。
- ③賃借権の設定については、造園用資材置場用地に転用したいとするものです。

賃借権の設定の許可後の計画変更承認は成田新高速鉄道の工事用道路用地及び現場事務所用地としての一時転用期間を延長したいとするものです。委員から使用貸借権の設定の1番の貸付人についての問いがあり、「貸付人は法定相続人であり、相続手続きはまだ完了していない。」とのことでした。また、賃借権の設定の許可後の計画変更承認について、いつまで一時転用期間が延長されるのかについて問いがあったほかは、さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、20ページの議案第4号、平成21年度第3次農用地利用集積計画の決定についてでございます。利用権設定が35件、利用権設定の転貸が30件でございます。各筆の明細は24ページから36ページでございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、37ページの議案第5号、専決処分の承認を求めるについてでございます。4条の届出が2件、5条の届出が1件、農地法第20条第6項の規定による通知が7件ございました。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、42ページの議案第6号、議会推薦による農業委員会委員の辞職の同意を求めるについてでございます。議会推薦委員の越川富治委員、大越弘一委員、青野勝行委員、大倉富重雄委員から辞意の表明がありました。さしたる質問もなく、採決の結果、同意について異議はございませんでした。

以上、議案第1号から第6号についての小委員会の事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、農地法第3条の規定に

よる許可申請について を提案いたします。

農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、大里操委員は、暫時退席願います。

(26番 大里操委員 退席)

議 長

事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について でございます。売買が8件、交換が2件の申請がございました。

①売買でございます。

1番、譲受人である北須賀の■■さんが、譲渡人である北須賀の■■さんが所有する船形の田1筆 239㎡について、北千葉道路用地に売却する農地の代替地として取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。申請地は印旛沼土地改良区の区域内であり、同土地改良区の差し支えない旨の「意見書」が添付されております。

2番、譲受人である村田の■■さんが、譲渡人である村田の■■さんが所有する村田の田1筆 1,397㎡について、自宅から近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。なお、譲渡人については次の3番とも関連しており、農業後継者がいないため営農規模を縮小したいというものです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。申請地は北総東部土地改良区の区域内であり、同土地改良区の差し支えない旨の「意見書」が添付されております。

3番、譲受人である村田の■■さんが、譲渡人である村田の■■さんが所有する村田の畑1筆 1,712㎡、田1筆 307㎡ 計2,019㎡について、自宅から近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。申請地は北総東部土地改良区の区域内であり、同土地改良区の差し支えない旨の「意見書」が添付されております。

4番、譲受人である横山の■■さんが、譲渡人である稲荷山の■■さんが所有する横山の畑1筆 1,911㎡について、農業経営規模

を拡大し牧草地として利用するために取得したいという申請でございます。譲渡人は申請地を相続いたしました、自宅から離れており、耕作ができないため譲渡したいとするものです。譲受人におきましては酪農を営まれており、取得後は牧草地として利用されるということです。

5番、譲受人である桜田の■■さんが、譲渡人である桜田の■■さんが所有する桜田の畑1筆 868㎡について、農業経営規模の拡大のため取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

6番、7番は関連しておりますので一括して説明させていただきます。6番、譲受人である十余三の■■さんが、譲渡人である野毛平の■■さんが所有する新妻の田9筆 7,549㎡について、7番、譲渡人である横山の■■さんが所有する南敷の田1筆 2,639㎡、横山の田2筆 2,927㎡、計5,566㎡について、会社を退職後、農業に専念したく取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。また、6番は根本名川土地改良区の区域内、7番は北総東部土地改良区の区域内であり、同土地改良区の差し支えない旨の「意見書」を添付されております。

8番、譲受人である香取市の■■さんが、譲渡人である伊能の■■さんが所有する伊能の畑1筆 1,249㎡について、農業経営規模の拡大のため取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。なお、この申請は県許可となります。

続きまして7ページをお開き願います。②交換でございます。

1番、譲受人である長沼の■■さんが、譲渡人である長沼の■■さんが所有する長沼の田2筆 1,417㎡について、自宅に近く耕作に便利のため、交換により取得したいという申請でございます。

2番、譲受人である長沼の■■さんが、譲渡人である長沼の■■さんが所有する長沼の田1筆 109㎡、畑1筆 538㎡ 計647㎡について、自宅に隣接し、耕作に便利のため、交換により取得したいとするものです。なお、申請地は成田北部土地改良区の区域内であり、同土地改良区の差し支えない旨の「意見書」が添付されております。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(大倉委員)

売買の6、7番については、譲受人を小委員会にお呼びして営農計画をお尋ねしたとのことですが、その概要を教えてください。

事務局

譲受人である■■■さんは、本年4月に自分の経営する会社を退職されました。現在65歳であり、退職後の健康管理、また以前、農業をした経験があることから農業に関心を持たれ、今回の申請に至ったとのことです。将来的には規模拡大を図り、次男に継がせたい。また、農業機械を所有する知人の協力を得て耕作をする計画とのことです。

1番
(海保委員)

私から補足いたします。現在の農業経営は家族経営の場合、大変厳しいものがあるので、その点についてお尋ねしたところ、法人化も考えているとのことでした。

29番
(大倉委員)

ありがとうございました。次に議案における申請に至った理由等についてですが、議案を一目見ただけでわかるように工夫していただけないでしょうか。

事務局

議案の申請理由については、わかりやすく改めるようにいたします。

議長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。よって議案第1号は可決されました。

(26番 大里操委員 着席)

議長

次に、8ページでございます。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは8ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について でございます。1件の申請がございました。

1番、申請人である成田地区古込の成田国際空港株式会社 代表取締役社長 森中小三郎さんが、十余三の畑2筆 117㎡を仮設道路用地として一時転用したいという申請でございます。本件は、成田空港の平行滑走路北延伸計画に伴い、北側進入灯保安道路橋梁工事のための資機材等の搬入経路を整備するため農地に鉄板を敷き、仮設の隅切りとするものです。一時転用期間終了後は、農地に復元する旨の確約書が添付されております。申請場所は国道51号線を香取市方面に向かい、十余三のコンビニ、ローソン前の信号を左折し、県道久住停車場十余三線の東関東自動車道を渡りすぐの側道を左折したところ2ヶ所で9ページに公図の写しを示してあります。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第2号は可決されました。

次に、10ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは10ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が2件、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が4件、その内許可後の計画変更承認が3件の申請がございました。

①売買についてでございます。

1番、譲受人である押畑の医療法人鳳生会 理事長 藤崎壽路さんが、譲渡人である押畑の■■さんが所有する押畑の畑1筆161.87㎡を取得し、来院者の駐輪場用地に転用したいという申請でございます。申請場所は県道安食バイパスの押畑大谷津運動公園を右折した成田病院駐車場の隣接地で11ページに公図の写しを示してあります。

2番、譲受人である高倉の■■さんが、譲渡人である銚子市の有限会社根徳商店 代表取締役 根本徳一郎さんが所有する関戸の畑2筆1,075㎡を取得し、農家住宅を建築したいとしての申請でございます。譲受人の現在の住まいは、騒音地区の移転対象となったために申請地を取得するものです。なお、申請地は農振農用地区域でありましたが、平成21年4月8日付けで農用地区域からの除外がなされております。申請場所は市道成田土室線の寺台の印旛教育会館先から市道関戸赤荻線に入り、関戸橋を渡った道路沿いの左側で12ページに公図の写しを示してあります。

②使用貸借権の設定でございます。

1番、借受人である松崎区東北班 代表 ■■さんが、貸付人である松崎の■■さん、■■さん、玉造の■■さん、富里市の■■さんが所有する松崎の畑2筆89㎡を借り受けて、市道松崎名代線の拡幅工事に伴い、お堂の移転が発生したために申請地にお堂を建築したいとしての申請でございます。申請場所は県道成田安食バイパスの大谷津運動公園の次の信号を左折し、市道松崎中郷線に入り、JA成田市八生支所前を右折し、市道松崎名代線に入り、約150m入った左側で14ページに公図の写しを示してあります。

③賃借権の設定でございます。

1番、賃借人である香取市の有限会社総合グリーン企画 代表取締役 斎藤浩勝さんが、賃貸人である松崎の■■さんが所有する松崎の畑2筆 計1,623㎡を借り受けて、業務拡張のため造園用資材等の資材置場に転用したいとしての申請でございます。なお、申請地は農振農用地区域でありましたので、平成21年4月8日付けで農用地区域からの除外がなされております。申請場所は主要地方道

成田安食線を安食方面に向かい、松崎のほかけ鮎を左折し、市道松崎二斗蒔線に入り100m先の右側で18ページに公図の写しを示してあります。

次に賃借権の設定の許可後の計画変更承認でございます。

2番から4番は関連しておりますので一括説明させていただきます。賃借人は東京都港区の株式会社間組 関東土木支店 常務執行役員支店長 肥後満朗さんです。

2番、同社が、賃貸人である成田地区松崎の■■さんが所有する松崎の田2筆 79㎡につきまして、3番、賃貸人である松崎の■■さんが所有する松崎の田1筆 304㎡につきまして、4番、賃貸人である東京都江戸川区の■■さんが所有する松崎の田6筆 1,886㎡につきまして、成田新高速鉄道アクセス線の建設工事に伴う、工事用道路用地及び現場事務所用地として使用するため、農地法第5条により許可期限を平成21年6月30日までとして一時転用許可を平成20年5月15日付けで受けましたが、今回平成22年3月30日まで延長したいとしての計画変更承認申請でございます。なお、一時転用完了後は、速やかに農地へ復元する旨の「誓約書」が添付されております。申請場所は市道玉造八代線を下り、善勝院下の十字路を右折し、市道角川八代線より市道松崎八代線に入り、JR成田線の手前約400mの右側で19ページに公図の写しを示してあります。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(大倉委員)

賃借権の設定の1番に関連してですが、農振農用地区域からの除外をしての転用とのことですが、これは永久転用なのか期限を区切ったものなのか教えて下さい。

事務局

今回の賃借権の設定期間は3年でございます。また、賃借権の設定の5条申請は永久転用を目的としたものでございます。

議長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第5条の

規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。

次に、20ページでございます。議案第4号、平成21年度第3次農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。

農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、荒居稔委員、佐久間勇委員は暫時退席願います。

(11番 荒居稔委員、22番 佐久間勇委員 退席)

議 長

事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは20ページをお開き願います。議案第4号、平成21年度第3次農用地利用集積計画の決定について でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり協議があったものです。設定状況の概略につきましては、22ページの総括表によりご説明申し上げます。

1-1利用権の設定でございます。はじめに使用貸借の設定でございます。契約期間6ヶ月のものは契約面積が496㎡、田1筆、1件です。契約期間2年6ヶ月のものは契約面積が1,964㎡、田2筆、1件です。契約期間9年8ヶ月のものは契約面積が19㎡、田1筆、1件です。契約期間10年のものは契約面積が9,834㎡、畑3筆、2件です。次に賃借権の設定でございます。契約期間1年のものは契約面積が7,186㎡、畑3筆、2件です。契約期間3年のものは契約面積が19,270㎡、田2筆、1件、畑4筆、2件です。契約期間6年のものは契約面積が25,039㎡、田8筆、3件、畑1筆、1件です。契約期間6年6ヶ月のものは契約面積が1,094㎡、田1筆、1件です。契約期間10年のものは契約面積が70,906.30㎡、田60筆、14件、畑3筆、2件です。契約期間10年6ヶ月のものは契約面積が15,939㎡、田13筆、4件です。合計契約面積は

151,747.30 m²、田88筆、26件、畑14筆、9件で新規設定が56,196 m²、再設定は95,551.30 m²でございます。

1-2 利用権の設定の転貸でございます。成田地区は財団法人成田市農業センターが、大栄地区は財団法人千葉県水産振興公社が、下総地区はかとり農業協同組合が、それぞれ借り受けた農地を貸付するものでございます。はじめに使用貸借でございます。今月は契約期間6ヶ月のものは契約面積が496 m²、田1筆、1件です。契約期間2年6ヶ月のものは契約面積が1,964 m²、田2筆、1件です。契約期間9年8ヶ月のものは契約面積が19 m²、田1筆、1件です。契約期間10年のものは契約面積が3,826 m²、畑1筆、1件です。次に賃借権でございます。契約期間3年のものは契約面積が11,270 m²、田2筆、1件、畑1筆、1件です。契約期間6年のものは契約面積が25,039 m²、田8筆、3件、畑1筆、1件です。契約期間6年6ヶ月のものは契約面積が1,094 m²、田1筆、1件です。契約期間10年のものは契約面積が64,906.30 m²、田58筆、13件、畑3筆、2件です。契約期間10年6ヶ月のものは契約面積が15,939 m²、田13筆、4件です。合計契約面積は124,553.30 m²、田86筆、25件、畑6筆、5件で新規設定が49,756 m²、再設定は74,797.30 m²でございます。詳細につきましては、24ページから36ページまでの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(大倉委員)

24ページ以降の農用地利用集積計画一覧表において、地代が表示されておりますが、現金によるもの、作物(米)によるものがありますが、本来はどちらが基本なのですか。

事務局

小作料の支払いは、本来は金銭によるとされておりますが、小作者の経営の安定に支障をきたさない範囲において、農業委員会の承認を得た場合は、米等の作物による支払いも認められております。本議案においては、小作料支払いの方法についても、ご審議いただくものです。

29番
(大倉委員)

議案の小作料を見比べると、単位面積当たりの小作料に幅があるような気がしますが、幅はどのくらいまでは認められるのですか。

事務局 農地法第24条に「小作料の減額の勧告」があり、小作料が著しく高額の場合は、当事者に減額する旨の勧告ができることとなっております。「著しく高額」については、農地法関係事務処理要領において、標準小作料を基準として、おおむね30%を超えた場合とされております。

29番
(大倉委員) 国会等における小作料についての方向性・情報があれば、教えてください。

事務局 現在、国会で農地法の改正が諮られており、標準小作料は撤廃の方向にあるとのことですので。

27番
(秋山委員) 終戦直後の小作権契約で現在も継続契約されているものの扱いはどうなっていますか。

事務局 自作農創設特別措置法に基づく小作契約におきましては、当時の農地の等級により賃借料が定められておりました。参考となる標準小作料が廃止されれば、相対になると思われませんが、国会も通っておりませんし、国・県の方針もまだ出ていない現状です。

議 長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成21年度第3次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第4号は承認されました。

(11番 荒居稔委員、22番 佐久間勇委員 着席)

議 長 次に、37ページでございます。議案第5号、専決処分の承認を求めるについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

37ページをお開き願います。議案第5号、専決処分の承認を求めるについて でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

38ページをお開き願います。①4条の届出でございます。2件の届出がございました。続きまして39ページをお開き願います。②5条の届出でございます。1件の届出がございました。続きまして40ページをお開き願います。③農地法第20条第6項の規定による通知でございます。今回は7件でございます。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく解約通知でございます。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、専決処分の承認を求めるについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号は承認されました。

次に、42ページでございます。議案第6号、議会推薦による農業委員会委員の辞職の同意を求めるについて を提案いたします。

農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、越川富治委員、大越弘一委員、青野勝行委員、大倉富重雄委員は、暫時退席願います。

(2番 越川富治委員、10番 大越弘一委員、28番 青野勝行委員、29番 大倉富重雄委員 退席)

議 長

事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは42ページをお開き願います。議案第6号、議会推薦による農業委員会委員の辞職の同意を求めるについて でございます。議会推薦による農業委員である、成田市公津の杜1丁目2-3 越川富治委員、成田市柴田115 大越弘一委員、成田市野毛平135-1 青野勝行委員、成田市不動ヶ岡1984 大倉富重雄委員より辞意表明がありましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、議会推薦による農業委員会委員の辞職の同意を求めるについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第6号は承認されました。

(2番 越川富治委員、10番 大越弘一委員、28番 青野勝行委員、29番 大倉富重雄委員 着席)

議 長 それでは、辞職されます委員の皆様より、お言葉を頂きたいと思っております。

2番 (越川委員) 平成17年より農業委員を務めさせていただきました。皆様には、いろいろお世話になり、ありがとうございました。

10番 (大越委員) 約2年間、議会推薦により農業委員を務めさせていただきました。皆様には、いろいろお世話になり、ありがとうございました。

28番
(青野委員)

平成15年より農業委員を務めさせていただきました。皆様には、いろいろお世話になり、ありがとうございました。

29番
(大倉委員)

私は平成13年より農業委員を務めさせていただきました。いろいろな勉強ができ、貴重な体験をさせていただいたと思います。最近の耕作放棄地の勉強会や建議についてなど、良い流れになっていると感じておりました。今回、議会改革の一環で、各審議会には議員が入らないようにしようとのことになり、農業委員を外れることになりましたが、農業は非常に大切な分野であると考えております。長い間、ありがとうございました。

議長

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
慎重審議、誠にありがとうございました。
(午後3時10分閉会)

